

国際商取引学会2012年全国大会プログラム

開催日 2012年11月3日(土)・4日(日)

*学会HP (<http://aibt.jp>) からご出席の事前登録をお願い致します。

会場 神戸大学 六甲台第1キャンパス 第2学舎120・161・163教室

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1

キャンパスマップ <http://www.kobe-u.ac.jp/guid/access/rokkoro/rokkodai-dail.html>

新幹線『新神戸』駅から タクシーで15分

JR六甲道駅・阪急六甲駅から 神戸市バス36系統「鶴甲団地」行 『神大正門前』下車

1 第1日目：会員による個別研究報告会 (11月3日)

9:20～ 9:45	登録
9:45～ 9:55	開会の挨拶
10:00～12:10	午前の部
12:10～12:40	<休憩>
12:40～13:40	AIBTランチ・レクチャー2012
13:40～14:10	<休憩>
14:10～16:20	午後の部
16:30～17:00	総会
17:20～	懇親会

1.1 午前の部 [10:00～12:10]

第1会場 (2-120教室)

[司会：中村 進]

- 「統一売買法の契約適合性—ラーベルの著作とULIS33条・CISG35条の起草資料を素材とする検討」 志馬康紀 (報告) 齋藤 彰 (コメント)
- 「中国著作権法重要問題の解釈学的分析」 金 春陽 (報告) 杉浦保友 (コメント)

第2会場 (2-161教室)

[司会：吉川英一郎]

- 「信用状の法的ソースとしてのUCPとUCC第5編に基づいての銀行の書類点検における厳・緩二つの見解の根拠について—判例を中心に—」 金 貞順 (報告) 藤田和孝 (コメント)
- 「Eコマースサイトのレビュー欄炎上に対する企業の対応方法の考察 (クライシス・コミュニケーションの視点から)」 白水盛博 (報告) 河野公洋 (コメント)

第3会場 (2-163教室) [司会：田澤元章]

- 「台湾第四原発仲裁事件から見た台湾仲裁法の特徴と問題点」
王 欽彦 (報告) 大貫雅晴 (コメント)

1.2 AIBT ランチ・レクチャー 2012 [12:40～13:40] (2-120教室)

- 「国際商取引とイスラム理解—文明移転と法 (シャリア) を中心にして—」
絹巻康史 (講師) 齋藤 彰 [紹介・進行]

1.3 午後の部 [14:10～16:20]

第1会場 (2-120教室) [司会：中野俊一郎]

- 「集団行動条項の有効性の課題と限界の一考察」
山本雄一郎 (報告) 田口奉童 (コメント)
- 「PP参加問題と日本の外交政策」
山邑陽一 (報告) 絹巻康史 (コメント)

第2会場 (2-161教室) [司会：河野公洋]

- 「ブラジル企業法の現代的展開」
阿部博友 (報告) 柏木 昇 (コメント)
- 「国際商取引における非英語母語話者同士による英語使用を巡る問題とその解決策
—ある日中の企業の事例分析—」
高森桃太郎 (報告) 美野久志 (コメント)

第3会場 (2-163教室) [司会：小田 司]

- 「サレンダーB/L使用の変化と運送書類電子化の進展」
長沼 健 (報告) 合田浩之 (コメント)

時間/会場	120教室	161教室	163教室
10:00～11:00	志馬康紀	金 貞順	
11:10～12:10	金 春陽	白水盛博	王 欽彦
12:40～13:40	絹巻康史 (ランチ・レクチャー)		
14:10～15:10	山本雄一郎	阿部博友	長沼 健
15:20～16:20	山邑陽一	高森桃太郎	
16:30～17:00	総 会		

2 第2日目：AIBTシンポジウム2012「国際商取引における不正」（11月4日）

【会場：第2学舎163教室】

[司会：椿 弘次]

開催挨拶 9:30～9:35

趣旨説明 9:35～9:45

2.1 国際商取引に係る当局調査と内部統制のあり方 9:45～10:30

1) 海外規制当局による調査とEディスカバリー

吉田 卓 (Kroll Ontrack: Case Manager)

2) 企業に求められる内部統制システム

影山 正 (Kroll Advisory Solutions: Senior Managing Director)

2.2 国際商取引に対する独占禁止法の適用 10:30～11:10
(日・米・EU等の国際カルテルを中心に)

上杉秋則 (一橋大学大学院客員教授・元公正取引委員会事務総長)

<休憩> 11:10～11:20

2.3 OECD・諸外国・日本における贈収賄規制の動向 11:20～12:00

石塚康志 (経済産業省知的財産政策室長 [不正競争防止法担当])

2.4 パネルディスカッション・質疑応答 12:00～13:00

「国際商取引における不正」～ビジネス関係者の留意事項～

吉田 卓・影山正・上杉秋則・石塚康志・齋藤憲道 (同志社大学)

モデレータ：椿 弘次 (早稲田大学)

<閉会挨拶>

GISG35条の契約適合性～ラーベルとホノルドの著作、 ハーグ動産売買統一法とウィーン売買条約の起草資料に基づく検討～ 【1. 要旨】

志馬 康紀

大阪大学 OSIPP 03

CISG(ウィーン売買条約)35 条は「契約適合性」という法概念を用いて、国際売買の物品が満たすべき品質等を定義している。CISG35条の起草過程を調べたところ、その法政策と法技術は、CISGの前身である ULIS(ハーグ動産売買統一法)の規定、ひいては、ドイツ法圏の卓越した私法学者であるエルンスト・ラーベル(1874-1955)の研究に由来していた。制定母体となる UNIOROITに初仕事としてULIS の起草を提案し(1929)最晩年まで主導したのもラーベルである。

ラーベルは、どのような方法を用いて契約適合性を創案したのだろうか。比較法学者であるラーベルは、問題と解答を重視し機能面から広義の法を比較する「機能的比較法」という手法を創案し、これを駆使して ULIS を起草した。つまり、大陸法系と英米法系に属する多数の売買契約法をその沿革を踏まえて分析し、動産売買の実態も重視し、こうして抽出した本質を簡潔明瞭な法概念に纏めることで起草を行ったのである。その成果のひとつが、契約適合性である。ラーベルは、瑕疵担保と保証(warranty)に大別される各国法の制度を研究し、国際売買の実務家が使い良いように契約適合性の定義を起草した。ラーベル没後に ULIS の起草委員会は、英国物品売買法(1893)と米国統一売買法(1906)を参照してラーベルの条項を再構成し、ULIS33・34・36条を制定した(1964)。

こうして制定されたULISだが、加盟国が西欧を中心とする少数国に留まったため、創設直後のUNCITRALはULISの見直しをその初仕事とした(1969)。これを推進したのが、UNCITRALの長を務めた米国のジョン・O・ホノルド(1948-2011)である。当時の加盟候補国は、先進国と発展途上国、資本主義国と社会主義国など社会体制が多岐に渡り、法体系も異なっていた。そこで、各国法の偏狭なドグマに陥ることを避けるために、起草過程での議論を CISG 制定時の共通見解として重視し、ホノルドが資料“Documentary History”にまとめた。契約適合性の条項は、英国と米国のグループによって叩き台が用意され(1976)、幾つかの争点での議論と草案の修正を経て、CISG35条に結実した(1980)。現在、400件を超える CISG35条の判例が英文で公表されている。

本報告では、CISG35条に対応した条項、つまり統一売買法における「契約適合性」の定義条項を、ラーベルとホノルドの著作および ULIS とCISG の起草資料に基づいて分析する。本報告の構成は、次のとおりである。Ⅱで、現在のCISG35条の条文を機軸として通時的に、ULIS 第1草案(1935)以後の条文の変遷を追い、ラーベルの草案からの連続性を示す。Ⅲでは、CISG35 条の解釈に関する主要事項として、1. 国際売買と統一売買法、2「契約適合性」概念の創生、3. 当事者間の契約への適合性、4. 通常目的への適合性、5. 特別目的への適合性をとりあげて分析する。Ⅳで、CISG35 条の解釈に機能的比較法を用いることが重要だと主張して、本報告をまとめる。

中国著作権法重要問題の解釈学的分析

金 春陽

西安交通大学(中国)法学院・準教授

法律は解釈なくして適用することができないと言われている。中国著作権法の解釈の必要性について、ある学者は「著作権法は永遠に解釈しきれない法律のようである。現実問題が起こったとき、先行研究がいくらあったとしても、問題解決はなかなかうまくいかない」と主張する¹。現実問題を円満に解決するには、著作権法をどのように解釈すればよいか、これがわれわれが直面する緊急課題である。法整備において解釈学が果たす役割について、昔から学者の間で議論があるが、最近になってこの議論がもっと活発になる傾向にある。ある学者は、「哲学的に見れば、法律解釈の本質は積極的に司法の働きを発揮するところにあるが、法による支配の理念の下では、司法の働きを発揮する際に、理性および謙抑を守らなければならない」という見解を示した²。またある学者は技術と手段の角度から法解釈学を分析し、法解釈学が「法律体系をその内在する矛盾から救い出して改善することができる」とし、「実用的法解釈学の発展」を促進するのが時代の流れとなっており、中国が「解釈者の時代」を迎えようとしている、と指摘する³。これらの研究は、実用的著作権法解釈学の発展を推進し、優れた基礎理論を築いたと言えよう。法律解釈の方法は、文意解釈、体系解釈、法意解釈、拡張解釈、限縮解釈、当然解釈、目的解釈、合憲性解釈、比較法解釈および社会学解釈がある。法律を解釈する目的は、法律の適用可能性を高める点にある。中国著作権法の条文が多数あるなかで、重要な条文は著作権の帰属、対象および効力を定める条文である。

本論文は比較法解釈を通じて職務著作と委託著作とを区別したり、文意解釈を通じて映画の著作物の著作者の範囲を明確にしたり、中国著作権法上の“知恵成果”の範囲を限定することを通じて限縮解釈の機能と限界を探知したり、複製をめぐる目的解釈を通じて複製権侵害の判断基準を探ってみる。さらに、“一部または複数部”という言葉については当然解釈、文意解釈および目的解釈を総動員して解釈した結果、複製とは著作物に含まれる情報を直接または間接に平面の有形物体に固定するというを意味するという結論を出した。本論文は解釈学の間違った適用にも注目した。署名権の効力範囲を例として挙げて拡張解釈の間違った適用を立証しただけでなく、文意解釈を通じて、署名権は著作者自身が創作した作品以外の著作物には効力が及ばないという見解を示した。さらに、過失責任、解釈の適用と例外についても分析してみた。以上の研究を踏まえて、本論文は著作権の消尽問題を詳しく検討した。アメリカ連邦最高裁判所や連邦巡回区上訴裁判所の判例を紹介した上で、中国著作権法の関連条文をどのように解釈したらよいかについて検討してみた。

¹ 周曉冰『著作権法の適用と裁判実務』（中国法制出版社、2009年）1頁。

² 陳金釗「法律解釈：謙抑か能動か」『北方法学』第1号（2010年）5頁。

³ 季衛東「法解釈学の大発展について」『東方法学』第3号（2011年）126頁。

すなわち、本論文は中国著作権法の重要条文を中心に、さまざまな解釈方法を活用して現実問題を円滑に解決できる実用的な著作権法解釈学を研究するものである。本研究が中国著作権法を研究する新しい進路を拓く一助になることができれば、筆者にとって望外の喜びである。

信用状の法的ソースとしてのUCPとUCC第5編に基づいての 銀行の書類点検における厳・緩二つの見解の根拠について —判例を中心に—

金 貞順

福岡大学・非常勤講師
長崎県立大学・非常勤講師

2007年7月から実施されるUCP 600（2007年版信用状統一規則）は、1993年改定版UCP500 が実施されてから14年ぶりの改訂となり、条文総数がUCP500の49カ条から39カ条と削減となり、「定義」や「解釈」の規定を新しく導入している。このような特色は、今までの分かりにくい条文、古びた条文を現代スタイルの条文表現に書き改めたこと、適用及び解釈において混乱を起こしうる言い回しを取り除いたこととなり、これらは、銀行の書類点検においてもよりよい影響を与えるに違いない合理的な改訂であると思う。

UCP600は、特に、私に関心を持っている銀行の書類点検に関わる条文は、UCP600とアメリカのUCC第5編の信用状条文との整合性を図られたところである（UCP500, 13条(a)→UCP600, 14条(a), UCC5-108(a), (e), UCC5-109(a)）。

しかしながら、銀行の書類点検における厳・緩二つの見解を解決する条文としては、UCPも、UCCも、ISBPもまだ多くの問題点と争いの可能性が潜在しているといえる。つまり、信用状は、独立抽象性という特性を持つ故に、信用状が貿易取引における最大の貢献できる特性でありながら、最大の弱点であり、信用状に関わる規則や法律の穴にもなっている。勿論、このような特性から起こっている詐欺取引もあるが本稿では議論しないことにする。

信用状の独立抽象性に起因する銀行の、判事の、及び陪審員の書類点検の厳・緩の対立的見解の根拠を探るため過去の判例を通して検討し、厳・緩見解の概念をBoris Kozolchy教授の「STRICT COMPLIANCE AND THE REASONABLE DOCUMENT CHECKER」論文から見ることにする。

よって、過去の判例と取引環境及び今日の信用状取引の環境を踏まえ、今後の信用状取引における書類点検の厳・緩の対立的見解に関わる規定及び法律の方向性を考察するのが本稿の目的である。

Eコマースサイトのレビュー欄炎上に対する企業の対応方法の考察 (クライシス・コミュニケーションの視点から)

白水 盛博

同志社大学大学院商学研究科
博士後期課程

本研究は、アマゾンや楽天といった企業と消費者間のEコマースにおけるサイト上のレビュー欄の炎上問題に対する企業の対応方法について考察するものである。本報告では、いくつかの事例を挙げながらクライシス・コミュニケーションの視点から分析を行う。

本報告においては、様々な企業の炎上問題の中でも、特にEコマースのサイト上のレビュー欄における炎上問題を中心に取り上げる。炎上している商品を製造・販売している企業や、Eコマースのサイトの対応について、いくつかの事例を取り上げて、その実態、炎上の理由、また炎上発生のリスク低減や防止の諸方法の検討などを行う。

企業にとって経営上の大きな問題となりえる炎上問題は、その対応方法を誤ったり、適当でない対応を行ったりした場合、その炎上はさらに悪化する。このような二次的な被害の拡大を避けるための方策について、実際に企業のリスク管理で使用されていた炎上時の対応フローチャートやガイドラインなどの考察をしていく。

一般的に「炎上」とは、企業や商品のイメージやブランドに大きなダメージを与える様な誹謗中傷や非難などのネガティブなメッセージの投稿が集中することを意味し、近年企業にとって大きな問題ときてなっている。この炎上という問題は、近年になってテレビや新聞などのメディアで大きく取り上げられる事も多くなってきた。

例えば、2010年末から2011年の正月にかけて、インターネット上での共同購入サービスのグルーポン上で販売されたおせち料理の炎上問題は記憶に新しい。おせち料理の見本写真と実際に届いた物があまりにかけ離れた酷いものであり、その写真がTwitterを起点として瞬時に広がり大きく炎上した。その後、テレビでも大きく取り上げられ、結果としておせち料理を販売していた企業とグルーポンのCEOが消費者に向けて、テレビやYouTube上で消費者に対して謝罪を行う程の大きな問題となった。

このように、炎上は近年様々なメディアで取り上げられている。しかし、この炎上という問題は決して新しいものではない。インターネット上におけるこの様な問題は、コンピュータ・メディアエイテッド・コミュニケーション分野においてKiesler 他 (1985) によって「Flaming」という言葉で提唱された。ここで、Kiesler 他は「Flaming」とはインターネット上のコミュニケーションにおいて、大勢のユーザー達からの批判的メッセージや非難が大量に集中することと定義している。この様に、インターネット上に現在の様なブログやSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）などのソーシャルメディアが存在しなかった時代から同様の問題があったといえる。

しかし、この「Flaming」という言葉が生まれた当時とは違い、現在の「炎上」は批判的メッセージや非難などのネガティブな情報が大量に集中するだけでは済まない。現在はインターネット

を使用するユーザー数も大きく増加し、携帯電話やスマートフォンなどといった携帯端末からインターネットにアクセス出来るようになった。またSNSサービスなどの普及によって、インターネット上で広い繋がりも形成されつつある。その様な中で、現在の炎上問題は過去の様なネガティブなメッセージが集中するだけではなく、そのネガティブな情報が広く拡散する様になってきた。さらにネガティブな情報の拡散するスピードと範囲も大きく変化しているといえる。例えば、Twitter上に投稿されたネガティブなメッセージは、様々なソーシャルメディアによって、友人から友人へ、そしてその友人からさらにその友人や知人へと、瞬時に広く拡散してしまう。一度広まってしまったネガティブな情報は、複製に複製を重ねられ、その情報を完全にすべて消し去ることは非常に困難である。

本研究で特に研究の対象としているEコマースのウェブサイトのレビュー欄とは、消費者が購入した商品について、その商品を使用した感想や採点を消費者自身がサイト上に投稿する欄のことである。例えばアマゾンでは、購入を検討している商品のページに、実際に購入した消費者の意見が、5段階評価と共に表示されている。また、そのレビューが他の購買を検討していた消費者にとって参考になったかどうかという評価も合わせて表示されている。このレビュー欄は、新たにその商品を買おうとしている消費者にとって、購入を検討する際の情報として有益なものとなっている。

消費者から高い評価を得ている商品は、そのレビューの情報が他のウェブサイトやブログ、掲示板やSNSなどを通じて口コミとなり、時にブームを形成したりする。この様なブログ、掲示板やSNSなどの、広い意味でのソーシャルメディアは、様々な企業がその特性を活かし、販売促進のためのキャンペーンや企業のブランディングなどのマーケティング活動に活用されつつある。

しかし一方で、その様なレビュー欄には低い採点が与えられたり、満足していない旨の感想なども投稿されたりする。そういった低い評価に限らず、商品や企業に対して、非難や誹謗中傷なども含まれた内容の文章が、大量に投稿され炎上することがある。その様なネガティブな投稿が集中している状態を企業が隠蔽した場合、隠蔽の事実が別のウェブサイトや掲示板、ブログで取り上げられたり、mixi やTwitter、FacebookといったSNSなどを通じて、その状況が瞬く間に広く拡散したりする。この様な隠蔽した事実やネガティブな情報を、時系列に整理し、隠蔽前の証拠画像や炎上している状態の画面を取り込んで保存してまとめているウェブサイトは一般的に「まとめサイト」と呼ばれている。まとめサイトに詳しい情報が掲載されている旨のメッセージを、別のネットユーザーたちがブログやTwitter、FacebookなどのSNS上で発信し、さらに情報の広がる速度は加速し、広く拡散されていくことになる。

なお、炎上問題は、個人や企業が、何らかの不正や反社会的行為や言動を行ったり、反社会的行為とはいわないまでも、社会に対して不誠実な行為におよんだりした場合に発生することが多いため、企業のみではなく、インターネットを利用する個人でも発生する問題である。しかし本研究では、この様な炎上問題のなかでもとりわけ企業経営に影響をおよぼすものを対象とする。

台湾第四原発仲裁事件から見た台湾仲裁法の特徴と問題点

王 欽彦

静宜大学(台湾)法律学系・副教授

台湾（中華民国）は日本にとって中国・アメリカ・韓国に次ぐ第四位の貿易輸出国であるが（日本貿易会・2011年）、日本と国交がないため、裁判所による司法共助が実施できず、活発な人的・物的交流に伴って頻発する紛争の実効的解決は仲裁に頼らざるを得ないとの指摘がある。1998年に全面改正された台湾の仲裁法は、モデル法を参考にして仲裁制度の国際化を目指したものとされるが、実際にはモデル法と異なる発想や規制がいくつかあり、モデル法を取り入れた日本法やドイツ法から見れば、台湾法はかなり特殊なものといえる。そのため、台湾で仲裁を行う場合には、台湾仲裁法の特殊性に注意を払う必要がある。本報告は、近時の事例、すなわち台湾第四原発の建設工事に関する仲裁およびその仲裁判断取消訴訟を取り上げ、そこに現れた台湾仲裁法の特殊性と問題点について検討を行うものである。

本件の事案は次のようである。台湾の国営企業「台湾電力株式会社」（以下、台湾電力）は、第四原発の建設に際して、米国のStone & Webster Asia, Inc.（以下、S社）と顧問契約を締結していたが、それに関して紛争を生じ、S社は2007年5月10日に台北の中華民国仲裁協会に仲裁の申立てをした。台湾電力は台湾大学詹森林教授、S社は香港弁護士鄭若驊女史を仲裁人に指名し、両仲裁人が2007年10月15日に台湾弁護士羅明通氏を第三仲裁人と指名して、仲裁手続が開始した。

台湾仲裁法21条は仲裁期間に関する規定を置き（原則として6ヶ月間、必要に応じて3ヶ月間の延長が可能）、期限を過ぎると当事者が訴訟を提起できると定める。本件事案の複雑さに鑑み、両当事者は3ヶ月間の延長を合意し、2008年7月15日を仲裁の期限とした。さらに、7月12日の審問期日において、2008年8月31日までに仲裁廷が仲裁判断書を作成し中華民国仲裁協会に送るよう、両当事者と仲裁廷が期限の再延長に合意した。

しかし、仲裁廷は8月31日になっても仲裁判断を下さなかった。中華民国仲裁協会は、9月1日（月曜日）午後の電子メールで、9月15日まで期限を延長するか当事者に尋ねたが、台湾電力は、9月4日午前台北地裁で訴えを提起し、同日午後、仲裁廷および中華民国仲裁協会に期限延長に同意しない旨の通知を行った。ところが、同日午後、中華民国仲裁協会から仲裁判断書が台湾電力に届いた。仲裁廷が9月3日に国際電話および電子メールで意見を交換して仲裁判断の原本を作成、仲裁人がそれに署名して午後6時前に中華民国仲裁協会にファックスで送ったためである。仲裁判断は、台湾電力に対して、S社に23,677,790米ドル（当時のレート1米ドル=108円で約26億円）と仲裁手続に関する出費・弁護士費用として3,184,857米ドル（約3億4千万円）の支払い、及び中華民国仲裁協会に納めた仲裁費用の74%の負担を命じた。台湾電力は仲裁判断取消しを求めて訴えを提起し、S社は裁判所に対し仲裁判断執行許可の申立てを行った。

この事件でまず問題になるのは、当事者が合意した期間を徒過して下された仲裁判断の効力である。日本法・ドイツ法など、モデル法に範をとる仲裁法には仲裁期間に関する規定はない。台

台湾仲裁法は具体的な期間規定を有するほか、期間を過ぎると当事者が起訴できるという厳しい効果規定を置く。従って、台湾で仲裁を行い、台湾仲裁法が準拠法となる場合には、期間の厳守が重要になる。仮に仲裁廷が9ヶ月間（3ヶ月間の延長をした場合）以内に判断を作成できない場合、期間延長について当事者の同意を得る必要がある。もっとも、本件のように当事者が期間の再延長に同意せず起訴したところ、同日午後に仲裁判断書が送達された場合にはどうなるか。本報告においては、これに関する台湾裁判所の判断を検討し、併せて、台湾仲裁法の採用した立法政策の問題点を析出することを試みる。

次に、本件では、仲裁申立人の請求額を超える仲裁判断の適法性が問題となる。すなわち、本件仲裁判断は、ある請求項目について、S社の請求金額より約200万ドルも高い金額の支払いを台湾電力に命じた。この部分の仲裁判断は仲裁申立人の申立ての範囲を超え、越権判断に当たるとして取り消されうるか。本件において台湾裁判所は、当該請求項目につき仲裁判断は申立人の請求額を超える額の支払いを命じるが、それが当事者にとって予見可能であり、加えて、仲裁判断の命じた給付の総額は申立てに係る請求の総額を超えていないので、仲裁判断は越権判断にあたらないという。本報告においては、この点についても検討を加えることとしたい。

最後に、本事件から窺える台湾仲裁法の特殊性は、仲裁判断の執行許可手続と仲裁判断の取消手続が分離・独立しており、前者は後者に対して何ら影響も及ばないということであろう。台湾仲裁法上、仲裁判断の執行には裁判所の許可が必要であるが、執行の可否についての審査手続は非訟事件と一般に観念され、執行拒絶事由の存否に関する裁判所の決定には既判力がなく、当事者や裁判所を拘束しないというのが台湾の通説・判例である。本件は、執行決定手続の裁判所と取消訴訟の裁判所の見解が齟齬した場合に、結局、後者の判断が優先することを示すが、これも台湾仲裁法の特殊性とみることができよう。

国際商取引とイスラム理解 — 文明移転と法（シャリア）を中心にして —

絹巻 康史
拓殖大学・客員教授

はじめに 何故に、今あらためてイスラム理解が必要か

- 1) イスラム国でのビジネス体験 (Trans Arabia Water Pipeline Project)
準拠法にサウジアラビア法（シャリア）の指定（1975年）、日本連合の対応
イスラムの文化的背景理解の必要性
- 2) イスラム金融取引¹
- 3) インフラ輸出ビジネス

1. イスラム文明の源泉とヨーロッパ移転（12世紀ルネッサンス）

4~5c ギリシャ科学の神髄は、東西ローマが分裂（395年）した後、コンスタンティノープルを中心とするビザンティン帝国（東ローマ帝国）圏に引継がれてゆく。ラテン語圏の西ローマ帝国（476年没）には、実用的な技術（土木、軍事）以外は引継がれなかった。

5c~7c ギリシャ科学は、ビザンティン文明圏（ギリシャ語）からシリア語に訳され、シリア文明圏に移転される。

8c~11c シリア文明圏に入ったギリシャ学術は、シリア語からアラビア語に訳されたが、その後直接ギリシャ語の学術文献がアラビア語に訳されて、アラビア世界に受け入れられる。東方からのペルシャやインド、中国からも文物が入り、アッバース朝時代に最盛期を迎えたイスラム文明は独自の発展を見せ、世界の頂点に立つ。

12c~ アラビア語に訳されたギリシャの学術が、そして同時にアラビアの学術が、共にラテン語訳されて三つのルート（スペイン、シチリア、ビザンチン）から西欧文明圏へ移転される。西欧で12世紀ルネッサンスが起こる。

13c~ やがてイスラム科学と文化の衰退期が訪れる。原因は、①イスラム神学が、合理神学から神秘主義神学（スーフィズム）に変化した。②経済的な理由、つまりイスラムを支えた中継貿易を得意とする商人経済が、新航路（アフリカ周航のインド・ルート）を開拓したヨーロッパ人に後れをとり衰退した。③政治的な理由として、イスラム政権の主体が、純粋科学に疎いオスマン・トルコに移った。④イスラムから多くの文化移転を受けたヨーロッパが漸く独自の歩みを始め、ルネッサンスの時代に入って行った。⑤16世紀頃から、ヨーロッパに新しい近代科学が芽生え始め、ここで選手が交代してヨーロッパがリーダーになって行くのである。

2. アラビア数字とローマ数字

アラビア文明圏からヨーロッパ文明圏への文明・学術の移転が遂行されたのであるが、特に、医学・哲学と並んで数学・天文学の移転は画期的なものであり、その典型的な一例とし数学（数

字)を御紹介する。天文学はイスラム教徒が礼拝の方向(メッカ)を知ったり、断食月の決定に必要なとしたのが動機であり、数学は実際上の用途(商業、遺産相続)のためである。

第一人者は、**アル・フワーリズミー**(羅名:アルゴリズムス、ホラズム出身、780~846年頃)である。彼の名前から「アルゴリズム algorism」(アラビア数字による十進記数法)が生まれ、数学、特に彼の代数学の書『アル・ジャブル』(原義は力)は、英・独・仏語等の学術語としての代数(algebraアルジュブラ)の語源となった。但し、0を含む10個の数字(0~9)による記数法はインド起源である。インドから0が持ち込まれるまでアラブでは、「・」(空の意)で代用していた。(十進記数法:一つの数字を左の空間に少し動かし、その跡に新たに数字一つを埋めるのが algorismの位取りである)。

アラビア数字	1	2	3	4	5	6	7	8	9	・
ローマ数字	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	

アラビア数字	10	11	14	15	19	20	40	50	60	90
ローマ数字	X	XI	XIV	XV	XIX	XX	XL	L	LX	XC

アラビア数字	100	200	400	500	900	1000	1999	2000
ローマ数字	C	CC	CD	D	CM	M	MCMXCIX	MM

さてここで、下記の計算をしてみよう。

アラビア式	295	ローマ式	CCXCV
(位取り)	$\begin{array}{r} \times 5 \\ \hline 25 \\ 45 \\ \hline 10 \\ \hline 1475 \end{array}$		$\begin{array}{r} \times V \\ \hline V \times V = XXV \\ XC \times V = CDL \\ \hline CC \times V = M \\ \hline MCDLXXV \end{array}$

3. シャリア(イスラム法)について

1) 「法」を示す言葉

アラビア語には、日本語の「法」、英語のLaw、ドイツ語のRecht、フランス語のle droitに適切に対応する言葉はない。シャリアを通常イスラム法と呼んでいるが、それを我々が、便宜的に「法」の言葉を当てはめていると云うことである²。

シャリア(Shariah)は、通常イスラム法と日本語に翻訳されている。アッラー(神の意)が定立した規範を意味する。シャリアの直意(原意)は、「水場に至る道」である。それが転じて「ムスリム(イスラムを信じる人)の社会的秩序・宗教的行動に関する規律「イバダート(Ibadat)」及び商取引や身分に関する規律「ムアーマラート(Muamalat)」を含むアッラーの命令(法及び倫理を含む)の総体」を意味するようになった。シャリア(イスラム

法)は、以下の四つの法源から成るとされる。上位規範の順序から列挙すれば次のようになる。

クルアーン (コーラン、al-Quran) : アッラーから最高の預言者ムハンマド (貿易商人) に下された啓示であり、114章からなる。ムハンマドが口述するのを教友達が書き取ったものである。言語はアラビア語であり、他の言語に翻訳されたものは、厳密に言えばクルアーンではなく、「説明」である。

スンナ (Sunnah、ハディース) : ムハンマドの模範的な言行録であり、ムスリム達が見習うべき模範である。クルアーンの解説や触れていない事柄の説明も含み、彼の教友達が書き取った伝承 (ハディース、hadith) とも呼ばれる。

イジュマー (ijma) : ある法的な問題について、権威のあるムスリム法学者達 (ムジュタヒド) の見解が一致した意見を言う。イスラム社会ではイスラム法学が法を作り出したとされ、共同体 (ウンマ) の中での議論を通しての合意が「イジュマー」であり、これへの違反 (違法) には法による制裁を伴う。

クワイアス (qiyas、キヤース) : 「類推」のことであり、新しい事柄に出会った際に採用される法的行為である。

2) シャリア適格 (Shariah Compliant)

ところで近年注目されるようになったイスラム金融を利用するに当たっては、イスラム法であるシャリア (具体的には、イジュマーであり、クワイアスである) の定めるルールに従わなければならない。つまりシャリアが規定する適格性を備えなければならない。イスラム金融取引の枠組み自体は、一般金融取引とほぼ同じである。しかし、最大の相違点は、取引にイスラムの教義、つまり同教義に適ったシャリア適格 (Shariah Compliant) が要件として求められ、そこではイスラムに対する適格な理解が必要となる。

①金利 (Riba)³の要素がないこと (簡単に言えば、不労所得としての金利取得の禁止)。

②不確実性 (Gharar) の要素 (例、投機、ギャンブル) を含まないこと。つまり資金移動が実体経済活動 (例、商品売買) = 実需に紐付けされていること。

③シャリアが禁止する行為 (Haram)、例えばアルコール類や豚肉の生産・販売等含まないことである。当該「実体経済活動」 (貿易取引やファイナンス付きのプロジェクトなど) に関し、シャリアに違反 (Haram) しない形に取引が構成されていること。

特に、不労所得と認定される金利については、厳しい規制があり、禁止されている。ただし、直接投資のようにヒト、モノ、技術と共にカネが一括して移転する形態、つまり実体経済取引に伴って資金が移動する場合は、シャリア適格が担保されるとする。

3) 地方慣習法と法学説

イスラムは、宗派の上では大きく二派に分かれる。スンニー派は、アラブを中心にした最大の派であり、スンナの教えに忠実なグループであり、その名もスンナに由来する (ムハンマドの伝承に忠実)。いま一つは、イラン・イラクで多数を占めるのがシーア派である (シーアとは、アラビア語で「分派」の意)。それぞれに多くの学派が創設されたが、スンニー派に関する

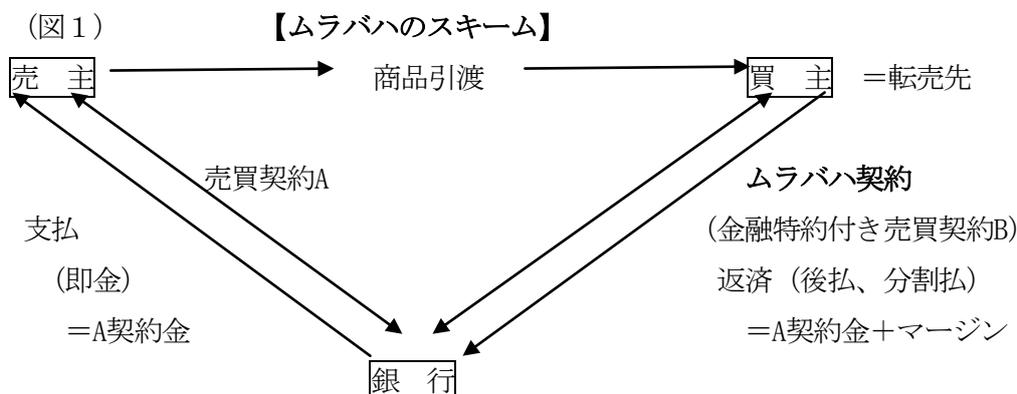
るかぎり14世紀以降4つの学派に限定されて現在にいたっている⁴。地域的な学派の分布状況は、①トルコ、中央アジア、②エジプトを中心とする北アフリカ、③東南アジア、④サウジアラビア、湾岸諸国に分かれ、それぞれに地方（部族）慣習法も有効性を保っている。

4) イスラム各国の法制のいろいろ

- ①エジプト民法典 (al-Qanun al-Madani al-Misri) は、フランス法を参考に行っている。
- ②イスラム世界での最初の憲法制定は、トルコ帝国憲法 (1876年) であり、ベルギー憲法を手本にした。1923年に共和制になり、政教分離した (1928年)。
- ③イラン民事訴訟法の総則に、「国際慣習を尊重せよ」との条文がある。
- ④イラクではインコタームス1967年版を国内法化した。

4. イスラム金融取引の一例

ムラバハ (Murabaha) は、イスラム金融の資金運用の中で現在最も多く (70%程度) 利用されている手段であり、売買契約において、売主と買主の間に買主の取引銀行が売買契約のPrincipal (当事者=本人) として介在し、買主の資金繰りを手助けするスキームである。買主と銀行の間に取交される契約をムラバハ契約と言ひ、売主は商品の引渡後に銀行 (売主にとっての買主) より即金にて入金するが、買主である銀行への転売先からの支払は、後払いあるいは分割決済となる。



取引銀行は売主より買取った商品の対価を即金で支払い (図1の売買契約A)、後日ムラバハ契約 (金融特約付き売買契約B) に基づき一定の猶予期間後に買主より支払を受ける。売買契約Bの金額は、Aの契約金に一定のマージンが上乘せされている。このマージンが、売買差益と支払猶予期間中の金利相当分の合計になる仕組みである。機械設備や原材料の引に多く利用されている。上記のスキームは、既に日本の総合商社にて実施済みのものである⁵。つまり、ムラバハ契約における銀行の役割を日本の総合商社に置き換えれば、総合商社の海外子会社が担った金融仲介取引 (代行取引とも呼ばれている) とムラバハ契約とが相似形を構成する。

5. アラビア語から出た英単語の例⁶

al-kahul ⇒ *alcohol* (アルコール)、al-jabr (力学) ⇒ *algebra* (代数)、al-Khwarizumi (アル・フワーリズミー、数学者名) ⇒ *algorithm* (アラビア式十進記数法)、al-qali ⇒

alkali (アルカリ)、al-munakh (話) ⇒ *almanac* (暦)、awwar (損失) ⇒ *average* (海損)、qandi (砂糖汁) ⇒ *candy* (キャンディ)、qirat (単位) ⇒ *carat* (カラット)、shakk (証書、チェックと同義) ⇒ *cheque* (小切手)、qahwa ⇒ *coffee* (コーヒー)、qutun ⇒ *cotton* (木綿)、makhazin ⇒ *magazine* (雑誌、武器庫)、mawsin (季節) ⇒ *monsoon* (モンスーン、季節風)、ra' s (頭) ⇒ *race* (人種)、ruzz ⇒ *rice* (米)、rizq ⇒ *risk* (リスク、危険)、safara (旅) ⇒ *safari* (狩猟の旅)、sharqi (東方の) ⇒ *Saracen* (サラセン人、ローマ時代のアラビア人)、sharq (東) ⇒ *sirocco* (シロッコ、地中海の貿易風)、sukkar ⇒ *sugar* (砂糖)、tarha (捨てられる包) ⇒ *tare* (風袋)、tarif (通告、公示) ⇒ *tariff* (関税)、sifr (空いた、空の、「・」) ⇒ zefro (ラテン語、ゼロ) ⇒ *zero* (ゼロ、「0」)

(直接アラビア語から英語への移入よりも、ラテン語やラテン系のスペイン語・フランス語を介して英語に移入した単語が多いとされる)

¹ 絹巻康史「イスラム金融取引の貿易商務への活用」『国際商取引学会年報』2009年第11号248～258頁。

² 両角吉晃『イスラーム法における信用と「利息」禁止』(鳥羽書店、2011)3頁

³ 井筒俊彦訳『コーラン』上(岩波文庫)、68頁。コーラン2章275節に「・・・アッラーは商売はお許しになった、だが利息取りは禁じ給うた。・・・」、278節に「これ、信徒の者、アッラーを畏れかしこめよ。まだとどこおっている利息は帳消しにせよ、汝らが本当の信者であるならば。」と記述されている。

⁴ 両角前掲書18頁絹巻康史『現代の貿易と国際経営』中央経済社1995、29頁

⁵ W. Montgomery Watt, *The Influence of Islam on Medieval Europe*, Edinburgh Univ., 1972(三木亘訳『地中海世界のイスラームーヨーロッパとの出会い』筑摩書房、1984)

集団行動条項の有効性の課題と限界の一考察

山本 雄一郎
 明治大学商学部・准教授

はじめに

ソブリン債券において、集団行動条項（Collection Action Clauses、以下略称CAC）が本年のギリシャ国債に適用された。同条項が規定された債券において、債務国が経済的に債務の返済が困難となったとき、一定割合の債権者が債務の減免に合意すれば、それが、債権者全体の合意として強制的に適用される仕組みである。

新興国の対外債務形態は1980年代後半以降、銀行貸出（シンジケートローン）から債券へと大きく変更。債券の場合、債券保有者が多く、また流通市場が発達していることもあって個々の債券保有者の利害関心も多様である。このため、債券は協調行動をとるのが難しい。個々の債権者のなかには他の債権者より早く回収したり、債務削減で支払い能力が向上した債務者より全額回収を求めたりするインセンティブが生じる。このような問題を回避するためCAC条項が作られた。CACがソブリン債券発行者の債務問題解決に貢献するメリットは認められ、国際的な不良債権処理の方向の一つを示すものであるが、本稿では、CACの運用面における実務上の課題や限界を論じた。

1. CAC 定義・概要

CACは、本来、債券発行時の債権者・債務者間の契約・約款中の一つの条項として合意・規定される。本稿では、ソブリン債券（国家債務）を対象とし、債務交換や債務放棄を拒否した債権者に対し、当該債務再編の内容を強制する規定・条項を指すものとする。債券の契約にCAC条項が挿入されているか否か任意であった。近年、挿入を義務とする旨の動きはあるが、国際的には明確でない面も見受けられる。

CAC条項の主な内容は、以下の通りであるが、全ての債券に記載されているわけではない。個々の債券約款において規定されているCAC条項の内容は必ずしも同一ではなく、個別性が強い。以下のものが記載されていることが多い。

① 債権者代表の設置

債券の存続期間あるいは債券保有者集会開催までの間、特定の代理人を債権者の代表者としてソブリン債務者との債務再編交渉に係る仲介権限を付与する条項である。債権者集会が債券発行者あるいは債権者代表の裁量により召集され実施される。

② 多数決による債務再編策の決定

全債権者を債権者集会または書面による多数決によって拘束が可能となる条項である。例えば、返済条件（元本金額・金利・償還と利払い期日、返済方法等）の変更は、債権者集会での決議または書面による同意により、同意比率を設定し条件変更が可能となることを定めた条項である。債務再編策の決定方法であるが、個々の債券における多数決による債務再編の決定もあれば、

個々の債券だけではなく、発行者の債券全体における多数決による債務再編の決定についても定めた条項が存在する。この条項を含む債券を有する債権者の投票は、同じ条項を含む他のすべての債権者の投票と合算される。

③ 個別債権者の訴訟の一時的制限

債権者代表等による期限の利益喪失を発行国又は財務代理人に対して宣言する条項や期限の利益を撤回する条項を指す。また、訴訟開始権限の単一主体への集中や、個別の履行強制行動の禁止について定めている。 個別の履行請求行動を明示的に禁止する条項である。

2. CAC のメリット

メリットと考えられるものは以下の通りである。

- ① 少額債権保有者の不同意や意思表示のない状況が債務再編に影響を与えない
- ② 債券発行人は債務の返済条件について各債権者を平等に取り扱うことが可能となる
- ③ 債券発行人は債権者のある程度（例えば66 2/3%、75%等）の同意獲得を一義的に考え、より多くの同意を得る必要があった場合と比較し、相対的な交渉力が増す
- ④ 債務再編の意思決定や開始までに費やす時間を節約できる
- ⑤ 債権者からの訴訟を回避できる

3. CAC 規定内容の推移

1879年、ロンドン市場で発行された社債にCACは初めて規定されたと言われている。⁴ その後、1990年代になってニューヨーク法を準拠法とする ソブリン債券にCAC条項が導入された。しかし、1990～2002年に発行された債券でデータとして保管している204本のうち17本しかCAC条項が挿入されていなかったという調査が存在する。⁵ 2002年6月、G10の国々によるG-10 Working Group on Contractual Clausesが結成され、CAC規定の推薦版（略称G10モデル）を作成、公表した。当時、ニューヨーク法の下で発行された債券においてCAC条項が挿入されていても、G10モデル通りの規定内容ではないという指摘もあり、少なくともG10モデルが徹底されているとは言えない。2012年2月2日、ユーロ圏全17か国は合意し、同2月17日、各国は2013年1月以降発行される1年超国債にCAC条項を挿入する義務があることを発表した。⁶ そのCAC条項は、標準化かつ同一の

⁴ L.C.Buchheit and M Gulati, ‘Drafting a model collective clause for Eurozone sovereign bonds’, *Capital Markets Law Journal*, Oxford University Press, Vol.6, No.3, June 20,2011, pp.317-318.

⁵ Bradley, M. and M. Gulati, “Collective Action Clauses for the Eurozone: An Empirical Analysis”, Third Draft, Duke University, May 7,2012, p.13

⁶ On-going work on CACs 2012 –EFC-EUROPA
http://europa.eu/efc/sub_committee/cac/cac_2012/index_en.htm

(情報閲覧日2012年7月25日)

CACの契約書（ユーロ2012モデル）と呼ばれる。

4. 有効性の課題と限界

①債券保有者と債務者のコミュニケーションの困難さ

債券という商品上の性格及び債券保有者の行動面の観点から、債務再編決着までの過程において阻害要因あるいは不透明感を否定できない。本稿の集団行動問題に限定されないが、債券特有の商品的性格は、銀行貸し出しと比較し、一般的に、債権者（債券保有者）の数が多し。流通市場が発達し、個々の債券保有者の利害関心も多様である。債務再編交渉を前提としない投資マインドを持っている投資家もいる。どれだけの債権者が債権者集会に出席するか、提案された債務再編案の賛否を投票するか、書面による決議を提出するか不透明感が残る。債務再編を巡る種々の議論が繰り返されたり、検討されたり、また、投資家による何らかの意思決定が求められたりするタイミングとなると、投資家は売却行動に走るのは経済的に合理性のある極めて自然な行動である。そのため、債券発行者側が設定した投票の基準日には、投資家が入り替わっており、投資家への連絡や債務再編の賛否を問う投票のための手続きが円滑に行われない状況も想定される。

②債務者の債務再編への解決意欲低下への懸念

モラルハザード（debtor moral hazard）といわれる問題である。CAC規定の挿入により、集団行動問題が回避されるとなると債務者が比較的安易に債務再編を主導できる仕組みあるいは体制を作り上げる方向にあるという指摘がその問題の背景にある。これは、債券発行者である債務者が、債務再編の際、債権者とリスク交渉を行なう時間やコストの節約に寄与する。債務者にとってメリットではあるものの、一方では、債務者が債務再編において尽力する度合いが少なくなるであろうということも指摘しうる。このような状況は、債務者による債務再編への努力が安易に流れることにつながりかねない。

③集団行動回避のためのグローバルな枠組み構築の欠如

ユーロでは、2013年1月1日以降発行される債券約款に共通的なCAC条項が挿入される予定となっている。ユーロについては、このように一定の取り扱いが近い将来なされるが、ユーロ以外の地域においては、ドキュメント面において共通化への進展はみられない。現在、発行済の債券には、CACが規定されている債券もあれば、CACが規定されていない債券もある。CACが規定されていない債券が存在する限り、集団行動問題は解決されない。債務者の債券発行は当該債務者の自国法に基づく発行だけではなく、他国法の下でも実施されている。債券が世界中で発行されていることを考えると、ユーロのみで書面の統一化が進展したとしても、それはグローバルベースにおける部分的な動きということになる。また、CAC規定に何の項目を入れてあるかが重要である。CAC規定に記載の項目は、一律ではなく、千差万別といってもよい。ある法では一般的である項目は、他の法では一般的でないという場合がある。

④CACの法的有効性や法的解釈の統一性

CAC規定内の項目が同一としても、規定の文言が異なる可能性がある。仮に文言が同一として

も、法律的な問題について検討する必要がある。準拠法や裁判管轄が異なると、法的有効性や法的解釈に影響を与える可能性がある。CACを巡り、何らかの問題が生じ、債務者あるいは債券保有者が債券の契約に基づき、定められた裁判所に提訴することになった場合、準拠法が異なると同じような判断や解釈・適用ができるかどうかについて疑問である。規定内容が、債券が発行される全ての国々の国内法をベースにした契約で問題なく適用されるかについては確認することが求められる。

以上

TPP参加問題と日本の外交政策

山邑 陽一

対外経済貿易大学大学院(北京)・客員教授

一 はじめに

いつまでも冷戦下の感覚で、日本に不利益を押し付け続ける米国との同盟を続けるよりも、将来の危惧をなくするためにも、まだ尖閣諸島以外に具現化した問題が少ない隣国中国との、対話と理解のパイプの確立が急務であろう。日本はまず、将来を考えて中国とのパイプを太くしながら、一方で、米国との長年の悪いしがらみを、時間をかけて丹念に排除していくことを必要である。

筆者は長らく総合商社でリスク管理と危機管理を担当したので、この観点から、TPP参加問題を考えたい。

- 1 TPPとは
- 2 TPP参加問題の起こり
- 3 いまは交渉に入るべき時期ではない

二 危機管理としてのTPP参加問題

交渉期限を切って、交渉のなかみの詳細を明示せず、最初から、二国間でなく多国間交渉の複雑な枠組みを設定して、早くそこへ参加しろという乱暴な話を米国から強要されては、「ノーといえる日本」の立場をフルに行使するしかない。

幕末の開国要求は、交渉のなかみが米側から判然と提示され、二国間交渉であって、通事を介して日本語で（この点は今回も同じであろうが）交渉できたので、日本側も少人数の交渉者で機敏に対応できたが、今回の「平成の開国」は全くそうではない。正反対だといってよい。交渉に乗るには、余りにも危険だ。

- 1 リスク管理と危機管理
- 2 第一・第二の開国における危機管理と第三の開国
- 3 大団円の条件
- 4 処方箋

三 富国強兵・軍商一致の帝国主義を固持する米国

沖縄の人たちの切なる思いを踏みにじりながらも、日本は沖縄に米軍基地を提供し続け、国家財政が逼迫している中で、ご丁寧にも「思いやり予算」までも与え続けている。これが、今回の震災対応とともに、日本人の辛抱強さを世界に印象付け、アジアの人たちから感謝と賞賛を受けている事実は、大切にしなければならない。戦争依存症にかかって、ベトナム・イラク・アフガンと、アジアでさんざん狼藉を働いてきた米軍を、基地提供の形で国内にとどめ、近隣諸国にその累が及ばないように貢献してきたことへの感謝が、今回の震災に対するアジア各国の多大の復

興支援という形で、示されたのであろう。

- 1 米国の歴史の概観と現状
- 2 戦後日本への米国の影響

四 西方覇道に加担した日本

しかしながら、辛抱強さにも限度がある。とくにそれが、近隣諸国民や、沖縄県民に迷惑をかけたか、日本自身の国益に反するとき、辛抱の美德が悪徳になり、他国や国内から、日本は狼藉者の一味・狼藉の加担者でないかと疑われる。日本は今や、日米同盟あるがゆえに、孫文のいう「西方覇道の番犬」ではないかと、疑われ始めているのではないか。

- 1 日本の近代化と中国の近代化
- 2 西方覇道の番犬・手先となった日本

五 ビジネス交渉と外交交渉の違い

TPP交渉は軍事協定ではなく、平和で対等なビジネスにかかわることである。ビジネスのルールは、両者が勝つwin-winの精神（平等互惠の精神）に基づく。一方が勝ち一方が損をするwin-loseの外交舞台で交渉するには本来適さないし、日本が民間のビジネスマンや学識経験者を総動員して交渉しても、米国が自国の国益をかけてくる以上、win-winの結果に至るのは至難ではないか。

- 1 ビジネス交渉の特色とTPP（米国型「武家の商法」）
- 2 TPP（米国型「武家の商法」）の問題点
- 3 望ましい交渉のやり方
- 4 交渉術の活用

六 日本の盟友にふさわしくない米国

TPP交渉にしても沖縄米軍基地交渉にしても、しつこく日本に要求してくる米国は、まるでストーカーだ。長年、大喧嘩したり仲良くなったりして付き合ってきた評判の悪い相手から、まだ付け回される事態になったとき、一番よい解決方法は、誠実で評判のよいDVをやらない恋人を早く見つけることだ。幸い、アセアンとか、中国とか、韓国とか、日本の近所にはすばらしい恋人候補がいて、日本との経済・文化交流を深めたいと願っている。

- 1 米国への信頼を大きく傷つけた戦争
- 2 米国的世界観・人生観（新唯物論・金銭志向）の世界的蔓延
- 3 民主主義と資本主義を破壊する米国
- 4 ビジネスによる各国の発展のために

七 日中韓FTA・東アジア共同体への発展を

いつデフォルトして借金の棒引きを要求してくるかも分らないのに、金持ちの振りをして、自国の格付け会社に自国債に上々のランキングをつけさせながら、浪費を続ける不良少年に比べれば、日本の友人としてどちらがふさわしいか、日本人はよく考えよう。さすれば当然、TPPよりも

日中韓FTAが先になる。

- 1 日中韓FTAを急ぐ必要性
- 2 東アジア共同体への発展を

八 終わりに

最後に、世界の中であって、あるべき日本の姿について考えて、本稿をしめくくる。外交政策の立案に当たっては、つねに国家の将来ビジョンが明確に提示され、国民によって合意されて、それに基づいてすべての国家方針が立てられることが必要であり、外交政策もまた、そうした国家の政策の一つである。

- 1 日本にあって米中にないもの、非核三原則・京都議定書・自衛隊
- 2 平和国家+アジア国家、成長国家+福祉国家、環境大国+医療大国+GNP大国の組み合わせ
- 3 地方分権の推進による政治と民意の一致

以上

ブラジル企業法の現代的展開

阿部 博友

一橋大学大学院法学研究科・教授

はじめに

ブラジルでは、1960年代から1980年代まで軍事政権のもとで輸入代替政策が継続されたが、1994年からインフレ抑制等を目的とした経済政策（レアル・プラン）が実施された結果、市場開放、公営企業民営化や行政改革など様々な変革をもたらされた。法制面では、1988年憲法によって自由競争や消費者保護等を基本原則とする新経済秩序が確立され、これに伴い同国企業法の改正も重ねられた。以下に1990年代以降のブラジル企業法の各分野の立法・改正動向を検討する。

1. 民法典の全面改正について

1916年に制定されたブラジル民法典は2002年に改正され、民商法統一法典としての新民法典（法律第10406号）は2003年から施行された。同法典の第Ⅱ巻企業法（Do Direito de Empresa：第966条～1033条）は、企業および会社に関する一般規定を定めている。これによって、法人格を有する会社は、株式会社、有限会社、単純会社、合名会社、合資会社および協同組合と規定され、また法人格を有しない会社（社団）は、共有社団および匿名組合と規定された。このうち株式会社について、第1089条は「株式会社は、特別法により規制し、特別法に規定のない場合は、本法の規定が適用される」と規定している。

また、同法典第50条は、「会社の目的外行為や会社資産の混同など、法人格の濫用があった場合は、裁判官は当事者の申立て、または検察庁が訴訟に介入した場合はその申立てに基づき、一定の特定された責任が管理役員または法人株主に遡及することを決定することができる」と定めた。民法改正以前は、法人格否認法理の根拠規定を欠くことから、裁判所はその適用に消極的であったが、新民法施行以降その状況は変化しつつある。

2. ブラジル株式会社法および資本市場法について

1940年に制定されたブラジル株式会社法は、1976年に全面的に改正され1976年法律第6404号（現在効力を有するブラジル株式会社法）が成立した。同法は、民族資本による強大な企業集団の育成を図ると共に、少数株主の権利を保護し、資本市場の強化育成を図るという複合的意図をもって成立した法律である。同年には、証券取引委員会法（1976年法律第6385号）も制定され、資本市場の管理は中央銀行からブラジル証券取引委員会に移管された。ブラジル資本市場は1990年代に至るまでは、ブラジル企業ファイナンスにとって十分な役割を果たすことができなかったが、その後国内資本市場の重要性が再認識され、法整備が進められてきた。公開会社の規制について、株式会社法および証券取引委員会法は相互に補完し合い密接な関係を有する。以下に、1990年代以降の公開会社法制に関する主たる改正動向について検討する。

(1) コーポレート・ガバナンスの強化

ブラジルの公開会社および授権資本制度を採用する株式会社は、経営審議会(conselho de administração)と取締役会(diretoria)の二層の経営機関を構築する義務がある。前者は、会社業務一般方針を策定し、取締役の任命・解任などの権限を有し、後者は2名以上の取締役で構成され、取締役には会社を代表し業務を執行する権限が付与されている。なお、経営審議会構成員は、その3分の1以下の者が取締役の役職を兼任することが認められている。

ブラジル公開企業のコーポレート・ガバナンスについて、経営審議会は重要な役割を担っている。2011年の株式会社法改正以前は、経営審議会構成員は株主から選任されることが必要であり、特に支配株主の利益代表としての性格が強かった。南米最大の証券取引所であるサンパウロ証券取引所(BM&F BOVESPA)⁷は、2000年に三つの新規上場市場を開設したが、このうち最も高いガバナンス水準が要求される新市場(Novo Mercado)およびレベル2(Nível 2)については、経営審議会構成員の20%以上(レベル1については10%以上)について独立性を要求しており、将来はこれを新市場およびレベル2について30%以上(レベル1については20%以上)に引き上げる改正案を証券取引委員会が提示している。また、経営審議会構成員の選任要件としての当該会社の株主資格は、2011年の株式会社法改正によって廃止された。

(2) M&A 法制の整備

1976年制定当時の株式会社法の第254条は、公開会社の支配権の譲渡は証券取引委員会の事前の認可を要するものと規定し、同委員会は公開買付けによって少数株主に対する均等な取扱い(特に支配権株式と同単価での買取り)を保障すべき⁸と定めていた。しかし、1997年の法律第9457号は、株式会社法第254条等を廃止したため、支配権取得者はその対象会社の少数株主が保有する株式を買取る義務を負担しないことになった。当該改正は、1990年代にはじまる公営企業の民営化を推進する目的で採択されたが、学会からは少数株主の権利を毀損しブラジル資本市場の発展を損なう結果を招きかねないと厳しい非難を受けた。この問題は、2001年法律第10303号によって、現在の株式会社法254条-Aが新設され、支配権取得者の義務(支配権取得の際に少数株主保有株式を公開買付けの方法により取得する義務)が復活した。ただし、支配権取得者が少数株主保有株式に支払うべき対価は、支配権取得者が支配株主に支払う一株当たりの株価の80%相当額を最低買取価額とすべきと定められている(第254条-A本文)。なお、サンパウロ証券取引所の新市場(Novo Mercado)に株式を上場している会社は、その規則に基づき、ある公開会社の支配権を取得する者は、同社の少数株主が保有する株式を、支配株主に支払う一株当たりの価格と同じ単価で買取ることを条件とする公開買付けを行う旨を同社定款に規定しなければならないとされている⁹。

⁷ 2008年にサンパウロ証券取引所(BOVESPA)とブラジル商品・先物取引所(BM&F)が合併したことにより、BM&F BOVESPAと改称された。

⁸ 少数株主が保有する株式を公開買付けで取得すべき株式会社法上の義務について、ブラジルでは少数株主のtag along権と称される。

⁹ 新市場の上場規則により、同市場に株式を上場する会社は議決権株式以外の株式を発行してはならない。

また、支配権取得のための公開買付けについて証券取引委員会は、2002年に指令第361号（ブラジル公開買付け規則）を發布したが、その後増加した敵対的買収事案の経験から証券取引委員会は2010年指令第487号を發布し、公開買付け規則が一部改正された。

(3) インサイダー・トレーディングの規制強化

ブラジル証券取引委員会には、規律違反の予防または制裁のために、事実を調査し投資家に対する損害の予防とそれに対する行政制裁を与える権限が認められている。行政的制裁を課すための行政手続は、2008年の政令第6382号に基づき証券取引委員会の制裁手続管理局(Superintendência de Processos Sancionadores)が連邦特別法務局(Procuradoria Federal Especializada)と協力して執行する。なお、1997年の法律第9457号によって、証券取引委員会は公益の観点から調査対象者と和解契約(termo de compromisso)を締結する権限が認められた。これは、アメリカの同意判決の制度に倣って証券取引委員会法に導入したものである。ブラジルにおける和解制度は、証券取引委員会に和解に関する排他的権限を付与するものであり、同委員会は裁判所による承認手続を経ることなく和解することが認められている。

2001年の法律第10303号によって、1976年の証券取引委員会法に資本市場に対する犯罪(crimes contra o mercado de capitais)に関する規定が追加された。なかでも、同法第27-D条に基づくインサイダー取引規制の刑事制裁は、禁錮(reclusão)1年～5年および得た利益の3倍までの罰金のいずれかまたは併科と規定され、再犯の場合は当該金額の3倍までの制裁が課される。2008年に証券取引委員会および検察庁は、インサイダー・トレーディングの防止と執行の活性化を目的とした情報交換をはじめとする協力関係についての協定を締結するなど、執行強化に向けた取組みが推進されている。

(4) 国際財務報告基準の採択

2007年に制定された法律第11638号¹⁰は、ブラジルにおける企業会計の国際会計基準(IFRS)へのコンバージェンス措置として、2008年の事業年度から施行された。同法第177条5項に基づき、ブラジル証券取引委員会は、公開会社に適用される会計規範を、国際的な会計基準に準拠して定める権限と義務が規定された。同法は、公開会社ばかりでなく閉鎖会社であっても、証券取引委員会が制定する規則に則り、コンバージェンスの過程に参加できる旨を定めている(同法第177条6項)。中小企業も含めてIFRSを採用することは、ブラジル企業全般の信頼性向上につながり、それによってコーポレート・ガバナンスが強化されることを意味する。ブラジルの過去の企業不祥事においても粉飾その他会計慣行に大きな問題が存在し、企業に対する信用の失墜を招いてきた。こうした問題に対処すべく、ブラジルは先進諸国に先駆けてIFRSの採用を決定した。なお、2007年改正法は、株式会社ばかりでなく、例えば有限会社であっても、会社または共通の支配下にある会社集団全体の総資産額が2億4000万リアルを超えている会社、または年間総売上高が3億リアルを超える場合は、2007年法の計算関連諸規定が適用され、さらにそれらの会社の計算書類は独

¹⁰ 正式名称は、1976年12月15日付法律第6404号および1976年12月7日付法律第6385号の諸規定を改正・廃止し財務諸表の作成および開示に関する諸規定を大規模会社に適用する2007年12月28日付法律第11638号。

立監査人によって監査されなければならないものとされた。

3. ブラジル競争法について

ブラジルの競争政策は長期間にわたり脆弱であるといわれてきたが、1988年ブラジル憲法第170条本文は、「経済の秩序は、人間の労働の尊重と営業の自由にもとづき、次の諸原則を遵守して社会正義の規範に従い、すべてのものに尊厳に値する生活を保障することを目的とする」と規定し、同IV号は「自由競争」を憲法が保障する原則の一つに定めた。1994年に1962年の経済力の濫用の抑制を規律する法律第4137号を廃止して、新たな競争法を制定したが、2000年以降、OECDによるピアレビューの結果などもふまえ、競争法改正の議論が活発になり、2011年の法律第12529号が、新競争保護法として2012年5月29日から施行された。

1994年法は、企業結合規制を導入したが、事後届出制を採用し、届出対象項目については、「形態の如何にかかわらず自由競争を制限または阻害する可能性のある行為および契約のすべて」と定めていた。これに対し2011年法は、事前届出制を採用し、届出が必要な項目は、その行為類型と当事者規模により制限されている。2011年法は、ブラジル競争当局による審査期間を最長240日（これに当事者が延長を希望すれば60日延長され、またブラジル競争当局の判断により90日間延長されるため合計は最長で330日間）と定めており、M&A実務への影響が懸念されている。なお、Gun Jumpingが行われた場合、当該結合行為は無効とされる可能性があり、また制裁金として6万～60百万リアルが課される。

その他、カルテルなど競争を制限する違法な行為に参加した当事者によるリニエンシーの適用範囲を、その中心的役割を果たした当事者にまで拡大した他、カルテルにかかわった個人に対する罰金を禁錮刑と罰金の併科（2011年法による改正以前は禁錮刑または罰金刑が適用された）と改正するなどカルテルの取締り強化に向けた改正となっている。さらに、1994年法のもとでも同様であったが、競争法に違反した会社が属する経済集団(grupo econômico)の構成会社は、違反行為に伴う責任を連帯して負担すると規定されている。また、1994年法および2011年法は、「権利濫用、過剰な権力の行使、法令違反、不法行為、または定款違反が生じた場合」に法人格が否認される旨を規定している点が注目される。

なお、競争法関連の英国誌Global Competition Reviewは、2010年度に米州においてめざましい成果を上げた競争当局としてブラジル競争当局を’ The Best Agency of the Year in the Americas’ として表彰した¹¹。同国競争法は、執行分野での改善もめざましく進展している。

4. 資金洗浄規制法について

ブラジルは、1998年に法律第9613号¹²（1998年規制法）を制定し、同法に基づいて財務省に属す

¹¹ Folha de São Paulo, 7 de fevereiro de 2011.

¹² 正式名称は、「財、権利および有価証券の洗浄または隠蔽の罪に関して規定し、本法に定める違法行為のための金融システムの利用を防止し、金融活動監視審議会を創設し、その他の措置を定める」法律。

る組織として金融活動監視審議会(Conselho de Controle de Atividades Financeiras: COAF)が創設された。2001年には補足法第105号に基づき、銀行情報に関するCOAFのアクセス権限が拡大された。また、2003年7月9日付法律第10701号は、テロリズムに関する資金供与を1998年規制法に基づく資金洗浄罪の前提犯罪と規定し、さらにCOAFの情報収集権限を拡大して銀行勘定登録制度(registro nacional de contas bancárias)を創設している。

2012年7月9日には法律第12683号¹³が成立し、1998年規制法の改正を行った(2012年規制法)。同法は同年7月10日から施行されている。2012年規制法は、旧法第1条に規定されていた前提犯罪をすべて削除し、あらゆる違法行為に関連する資金洗浄行為を規制対象とした。また、資金洗浄の監視機構を構成する金融機関などの違反行為の管理・報告義務者が、法令で定める義務を怠った場合の制裁金の上限は20百万リアルに引き上げられた(1998年規制法のもとでは20万リアルであった)。その他、COAFの調査権限の一層の強化、差押えられた資産の早期処分権限など、資金洗浄犯罪の調査および訴追を効率化するための一連の改正が行われた。

資金洗浄に関する金融活動作業部会(FATF)および南米における資金洗浄金融作業部会(GAFIUD)は、2009年に共同で実施した調査に関する報告書¹⁴を2010年に公表しているが、上記の改正は当該報告書に記載された勧告にそった内容である。しかし、上記報告書は、ブラジル資金洗浄規制法の問題点として、資金洗浄犯罪が法人のために行われた場合であっても、当該法人に対する処罰規定が存在しない点を指摘している。ブラジルでは、刑事罰は個人に限定され、法人に対して適用すべきではないとする伝統が根強く、2012年規制法のもとでも資金洗浄犯罪についての法人罰規定は存在しない。

5. 外国公務員に対する贈賄禁止法について

ブラジルは、1998年12月にOECD贈賄禁止条約に署名した後、2000年11月20日付命令 第3678号を制定し、これによって本条約を国内実施したが、2002年6月11日付の法律第10467号によって、同国刑法(1940年12月7日付法規政令第2848号)を一部改正して第337-B条、第337-C条および第337-D条を追加した。これらは、本条約にしたがい、外国公務員に対する贈賄行為等に関する個人の罰則を定める規定である。

OECDは、2004年にブラジルの上記条約の国内執行状況について、フェーズ1の調査を実施したが、その後2007年に実施されたフェーズ2調査の報告書が公表され、国内実施に関して幅広い提言がなされた。また、2010年には前記提言の実施状況に関するフォローアップ報告書が公表されている。この報告書は、ブラジルの公的機関または私企業による外国公務員への贈賄問題への取組みは未

¹³ 正式名称は、1998年3月3日付法律第9613号を改正し資金洗浄犯罪の訴追を効率化するための2012年7月9日付法律第12683号。

¹⁴ Financial Action Task Force of OECD, Mutual Evaluation Report – Anti-Money Laundering and Combating the Financing of Terrorism (25 June 2010).

だ不十分であると指摘している¹⁵。最も重要な指摘は、贈賄禁止条約では第2条¹⁶に基づき、法人による贈賄禁止の規定と違反した場合の処罰が義務付けられているにもかかわらず、ブラジルにおいてはそのような立法措置がとられていなかったことであり、これは同条約第3条¹⁷違反にも該当するとされている点である。また、執行面では、2010年時点で2つの潜在的事件の刑事手続きが進められており、また他に4件の調査が進んでいるが、これらは未だ十分な取組みとはいえないと報告書は指摘している。

上記の問題に対応すべく2010年には、法案第6826号¹⁸が国会に提出された。本法案は、企業が外国公務員に対して贈賄を行った場合、その直前の決算期における総売上高の1%から30%相当額の罰金をはじめとする制裁を課すと定めている。本法案は、外国公務員に対する贈賄を禁止する内容にとどまらず、ブラジル国内外の公共行政に対する法人罰を定める包括的規制法であり、ブラジルの企業行動に大きな影響を与えられと考えられる。

総括

1990年代以降ブラジル経済のグローバル化に伴い、ブラジル政府は自国企業の国際競争力を一層強化する必要性を強く認識してきた。また、M&Aの普及、外資の国内資本市場への流入増加等によって、同国企業法制の改革を迫られてきた側面もある。以上の検討の総括として、現代のブラジル企業法に関して考察された特徴は以下の通りである。

第一に、経済政策の強い影響を受けた企業法の改正が進められた事実である。国家の経済政策が企業法制に反映されること自体は珍しいことではないが、ブラジルでは公開会社における少数株主の権利保護について極端な法改正が行われた結果、投資家に対して少数株主の権利保護に関する不安感を植え付ける結果となっている。なお、現在は多数の公開会社がその定款で15%~30%程度の株式を取得する者に、それ以外の全株の株式買取りを同一条件で義務付けている¹⁹ほか、サンパウロ証券取引所の新市場では議決権株式のみが上場され、その会社の支配権譲渡に際しては、支配ブロックを構成する株式とその他の株式の均等な取扱いが保障されなければならないものと

¹⁵ OECD, Working Group on Bribery Annual Report 2007, at 39.

¹⁶ 外国公務員贈賄禁止条約第2条は、「締約国は、自国の法的原則に従って、外国公務員に対する贈賄について法人の責任を確立するために必要な措置をとる。」と規定している。

¹⁷ 外国公務員贈賄禁止条約第3条第2項は、「締約国は、その法制において刑事責任が法人に適用されない場合には、外国公務員に対する贈賄について、刑罰以外の制裁（金銭的制裁を含む。）であって、効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のあるものが法人に科されることを確保する。」と規定している。

¹⁸ Project Lei 6826/10 (23 de fevereiro de 2010)は、2010年2月にルーラ大統領(当時)によって国会に提示された。正式には、国内および海外の公共行政に反する行為の行政的および民事上の責任を規定し、その他の方策を定める法案と題されている。2012年10月現在、本法案の審議は継続中である。

¹⁹ 会社によって15%から30%程度まで差異がある。なお、このような定款規定はブラジルではpoison pill規定と称されることが多い。

されている。

第二に、公開会社法制に関連してコーポレート・ガバナンスの改善に向けた取組みが進められている事実である。ブラジルの研究機関であるコーポレート・ガバナンス研究所(Instituto Brasileiro de Governança Corporativa: IBGC)は、最善慣行準則(第1版)を1999年に公表したが、その後OECDコーポレート・ガバナンス原則を参考にした改訂を重ね、2010年には第4版を公表した。また2002年に、ブラジル証券取引委員会もコーポレート・ガバナンスに関する提言(Recomendações da CVM sobre Governança Corporativa)を公表している。IBGCの最善慣行準則および証券取引委員会の上記提言は何れも法的強制力を伴うものではなく、企業が自主的にこれに従うことを原則としているが、このようなコーポレート・ガバナンスの改善に向けた取組みの一環として、公開会社・大規模会社へのIFRSの適用義務化やサンパウロ証券取引所の上場規則による独立管理役員の選任義務を把握するべきであろう。

第三に、競争法分野をはじめとする行政法規違反について、その規定に違反した会社が属する経済集団(grupo econômico)の構成会社に連帯責任を課す規定が注目される。これは外国会社がブラジルの行政法規に違反した場合に、そのブラジル子会社等に対して法令違反の責任を追及する場合と、外国会社のブラジル子会社等がブラジル行政法規に違反した場合に、その親会社に責任を追及する場合とが想定されるが、個々の行政法規に規定される法人格否認規定と併せて、違反会社単体のみならずそれが属する経済集団構成会社の連帯責任を追及することが可能な規制方式となっている。

最後に、競争法、資金洗浄規制法および外国公務員への贈賄禁止法については、OECDによる国際的取組みの動向にブラジル政府が歩調を合わせて企業法改正が進められた結果、これらの規制が国際水準に収斂しつつある。ただし、競争法への積極的取組みを除いた他の法領域では、法人処罰規定の欠如や不十分な執行状況など、今後改善すべき問題も多く残されている。

国際商取引における非英語母語話者同士による 英語使用を巡る問題とその解決策

高森 桃太郎

同志社大学大学院商学研究科
博士課程後期課程

本発表では、ある日中の企業間でやり取りされたビジネスメールをケースとして取り上げ、国際商用共通語としての英語が、非英語母語話者（NNS）間の商取引の中でどのように使用され、どのような問題を抱えているかを提示する。その上で、言語とコミュニケーション、そして文化の面から、なぜそのような問題が発生するのかという理由と、どのようにすれば、そうした問題を乗り越えられるかの方策を探る。

本発表で取り上げる事例の背景は次の通りである。ある日本の企業が、中国の企業に対して、医療機器の部品製造を依頼した。しかし、中国から送られてくる部品の多くが不良品であり、日本側は品質が改善されるまで代金の支払いをしないという通達を行った。

今回扱うビジネスメールには、三つの特徴がある。第一点目としては、上で触れたように、使用されている言語が英語であることが挙げられる。第二点目は、日中の担当者の英語力に差があるということである。そして第三点目は、今回扱うビジネスメールから観察される問題の多くが、ビジネスの世界において、以前から指摘されてきた問題を繰り返していることである。

1. 使用言語

国際ビジネスにおいて、NNS間で使用される共通言語としての英語は、近年ではBELF (Business English as a Lingua Franca) と呼ばれている。Kankaanranta & Planken (2010) はこの特徴を (1) simplified English, (2) specific terminology related to business in general and professional expertise in particular, and (3) a hybrid of discourse practices originating from the speakers' mother tongue と説明している。

国際ビジネスにおける英語の汎用性については既に多くの文献で取り上げられている。当事者同士がお互いの母語を理解しない場合は、英語が媒介言語として選ばれる場合が多い。今回のケースはこのパターンに該当する。

2. 当事者の英語力の違い

英語の運用能力に注目した場合、コミュニケーションは単純に考えれば次のように分類されるであろう。(1) 当事者双方の英語運用能力が高い、(2) 当事者双方の英語運用能力が低い、(3) 当事者の英語運用能力に差がある（どちらかの一方の能力がもう一方よりも高い）。

この中で、(1)の状況に関しては、言語にまつわる懸念は比較的少ない。しかし、それ以外のケースではどうであろうか。亀田 (2009) が指摘するように、英語を得意としない者が発信する英語は意思の疎通が困難、もしくは不可能となる英語表現になり、コミュニケーション上の問題

を引き起こす可能性がある。

本発表で紹介する事例は、コミュニケーション上の問題が生じる懸念があるケースの中の、(3)に当てはまるものである。この日中の企業間におけるやり取りでは、日本側が、中国の企業から送られてきたメールの英語を理解するのに、苦勞する場合があった。

3. かつて指摘された問題

国際ビジネスの世界においては、これまで、日本企業と相手側との間で生じた多くの問題が報告されている。その大きな原因のひとつとしては、相手側についての理解の欠如が挙げられるであろう。今回取り上げる事例で生じた問題についても、日本企業の中国企業に対する基本的な理解が不足していたことが原因として考えられる。

本発表では、言語とコミュニケーション、そして文化という観点から、上記の問題を解決を図る方法を考察したい。主な点は、次の三つである。

1. 英語レベル

ビジネス当事者の間に英語力の差があった場合、コミュニケーションの中で誤解が生じるおそれがある。これを解決するひとつの方法としては、相対的に高い英語力を持つ側が、相手にとり理解しやすい英語を使用することが挙げられる。ここでは、近年注目を集めているグロービッシュの考え方を援用し、考察する。

2. 対面コミュニケーション

今回事例として取り上げる企業間のやり取りの大部分は、メールによるものであった。しかし、これだけではお互いについて十分に把握できず、そのために生じた問題もあった、この点については吉岡（2007）、亀田（2009）などを手がかりに考察していく。

3. 相手を理解するための情報収集

国際ビジネスにおいては、思いがけない理由から、問題が生じる場合がある。今回の発表で扱う事例では、日本企業が想定していなかった事情が、問題の原因となっていた。これについては、Malhotra & Bazerman（2007）が提唱する、Investigative Negotiationという概念を参考とし、考察したいと考える。

参考文献

- 亀田尚己『国際ビジネスコミュニケーション再考』文眞堂、2009年。
 ジャン＝ポール・ネリエール、デービット・ホン著、グローバル人材開発訳『世界のグロービッシュ—1500語で通じる驚異の英語術』東洋経済新報社、2011年。
 ジャン＝ポール・ネリエール「グロービッシュ：非ネイティブ英語」『DIAMOND ハーバード・ビジネス・レビュー』2010年10月号、ダイヤモンド社、2012年。
 吉岡健『中国人に絶対に負けない交渉術』草思社、2007年。

「サレンダーB/L使用の変化と運送書類電子化の進展」

長沼 健
同志社大学・准教授

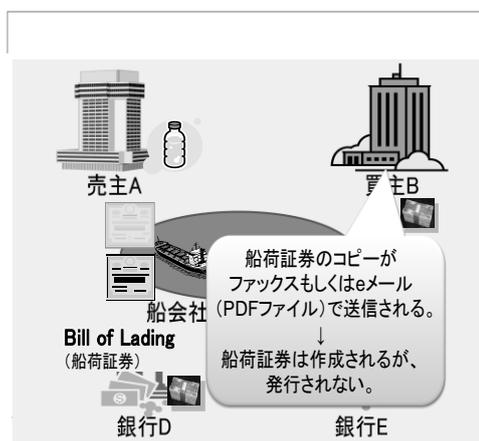
本研究の目的は、国際ビジネスで使用される運送書類の変化が運送書類の電子化に影響を与えているという仮説を提示することである。

2007年、マースク株式会社（A. P. モラー・マースクASの日本法人）は今後発行するSWB（海上運送状）を電子化していくことを表明した。同時期には邦船三社（日本郵船株式会社、株式会社商船三井そして川崎汽船株式会社）もe-SWB（電子海上運送状）に対するサービスの充実と拡大を発表した。プラットフォーム・ビジネスが提供する電子船荷証券が伸び悩んでいる中で、船会社が提供するe-SWBの普及によって運送書類の電子化が進んでいくことが予想された。

ところが、最近の研究ではこのe-SWBの使用率は期待したほど増加していないことが明らかになっている（長沼，2011）。ここでは141社（東証1部・2部）を対象にアンケート調査を実施し、企業の運送書類の使用実態を調査した。その結果として、企業が使用しているe-SWBの使用率は6.41%であったと報告されている。それでは企業における運送書類の電子化は進展していないのであろうか。

この点に関して、本研究では運送書類の電子化は意外な形で進んでいると主張する。すなわち、サレンダーB/L（元地回収船荷証券）の使用が運送書類の電子化を促進していると考えられる。サレンダーB/Lとは、船荷証券の交付を受けた荷送人が、運送品の積地において運送品が揚げ地に到着する以前に運送人に船荷証券を（裏面に署名後）呈示し、運送人が船荷証券を回収することをいう（合田，2006）。日本を中心とするアジア近海航路だけでおこなわれている実務慣行である（古田，2007）。ところが、近年、このサレンダーB/Lの使用方法に変化がみられる。取引によっては、船荷証券が作成されるが交付されずに、コピーだけが荷送人に送付されているのである（図1を参照）。この新しい形態のサレンダーB/L（ここでは第2類型と呼ぶ）の登場と普及により、運送書類の電子化が促進されているのである（図2を参照）

図1：第2類型のサレンダーB/L



本研究では、企業への聞き取り調査をもとに「サレンダーB/Lの使用方法が変化したことによって、運送書類の電子化が進行している」という仮説を提示する。手順としては以下の通りである。まず、企業の運送書類使用の実態を報告する。次に、企業がどのようにサレンダーB/Lを使用しているかといった事例を紹介した上で、サレンダーB/Lの分類をおこなう。さらに、上述した事例から、サレンダーB/Lの使用が運送書類の電子化に影響を与えているという仮説の提示を試みる。最後に、以上の議論を踏まえた上で、今後の運送書類使用の展望について述べる。

(引用文献)

- 合田浩之（2006）「船荷証券の元地回収について」、『日本貿易学会』第43号，248-255頁。
古田伸一（2007）「船荷証券元地回収による運送」、『物流問題研究』第48号，17-25頁。
長沼 健（2011）「信頼の影響を受ける運送書類の選択について」、『国際商取引学会年報』，第13号，143-155頁。